

# 就農前の研修段階及び就農初期段階の青年就農者に対する支援

○ 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付。

## 農業次世代人材投資事業（準備型）

次世代を担う農業者となることを目指し、県農業高等学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、都道府県等を通じて、年間150万円を最長2年間交付。

## 主な交付要件等

- 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
- ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること
- ・ 研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者等になること
- ・ 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
- 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長

## 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付。

※ 前年の所得に応じ、交付金額を変動

前年の所得が100万円未満

→ 交付金額は150万円/年

前年の所得が100万円以上350万円未満

→ 交付金額は変動

交付金額 = (350万円 - 前年の所得) × 3/5

## 主な交付要件等

- 独立・自営就農であること
- ・ 親からの経営継承や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象
- ・ 農地が親族からの貸借が過半である場合、交付期間中に所有権移転すること
- ・ 交付終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること
- 市町村段階に経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を整備
- 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定
- 早期に経営確立し、事業を卒業する者に対し、資金に代えてさらなる経営発展に繋がる取組を支援

【取組例：GLOBAL GAP認証の取得、ICTの導入、法人設立等】